

処 分 基 準

平成 27 年 12 月 10 日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第 9 条 の 10 第 3 項
処 分 の 概 要 : 練習資格の認定の取消し
原権者 (委任先) : 長野県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項第 2 号から第 18 号まで及び第 5 項 (許可の基準)、第 5 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項 (猟銃及び空気銃の許可の基準の特例)、第 5 条の 4 第 1 項 (技能検定)、第 9 条の 5 第 3 項 (射撃教習)、第 9 条の 10 第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 36 条 (許可証等の返納の手続)
処 分 基 準 : 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先 : 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :

処 分 基 準：

法定の取消事由のうち、

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合以外は、練習資格の認定を取り消す。